

# 日本フィールドアーチェリー協会

## 会 則

### 第一章 総 則

#### (名 称)

第一条 本会は、日本フィールドアーチェリー協会  
(英文 JAPAN FIELD ARCHERY ASSOCIATION)  
略称 J F A A (以下本会という) と称す。

#### (本 部)

第二条 本会は、本部を東京都豊島区南大塚 3-23-3  
(アサヒ弓具工業株式会社内) に置く。

#### (支 部)

第三条 本会は、理事会の議決を経て、支部を置くことが出来る。

### 第二章 目的及び事業

#### (目 的)

第四条 本会は、フィールドアーチェリーの愛好者の協力により、相互親睦を深め、スポーツマンシップをもって組織の拡大を図り、広く国際的親交に寄与し、アーチェリーの健全な発展と普及を目的とする。(事業)

第五条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 選手権大会を始めとするフィールドアーチェリー競技会、その他、各種アーチェリー競技会の主催及び公演・協賛等

2. 研究会、講習会、合宿の開催

3. アーチェリーの指導員養成及びその公式資格の認定

4. 国際的競技会の開催並びに参加

5. 国際的組織との連絡、提携

6. コースの設置とその認定

7. ハンディキャップの認定

8. ルールの制定

9. 用器具の研究と紹介

10. 機関誌、指導書等の発行

11. アーチェリーを用いた各種ゲーム並びに活用方法の研究

12. 各種アーチェリー競技の研修と奨励

13. フィールドアーチェリーの知名度、認識度、普及度を高める為、射

場、弓具業界、言論機関等に対して行う各種広報活動

### 第三章 会員と組織 (会 員)

第六条 本会の目的に賛同し、本会則に定める諸条項を承認した者は国籍・信条・性別・年齢に関わりなく、所定の手続きを経て誰でも会員になる資格を取得することが出来る。

(入会手続き)

第七条 会員になろうとする者は、入会金及び会費を添えて入会の届けを提出し、本部の承認を受けなければならない。入会金及び年会費は理事会に於いて議決する。

(会員の資格)

第八条 会員の資格を次の4号とする。

1. 正会員 第六条による一般の会員で、所定の会費を納める者
2. 学生会員 第六条による学生の会員で、所定の会費を納める者
3. 賛助会員 会社・個人(射場経営者)等で、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める者
4. 名誉会員 本会对し貢献度顕著と認められた者を、理事会の推薦により名誉会員とする

(権利と義務)

第九条 会員は次の権利と義務を有する。

1. 会員は本会の主催する各種競技会、集会等に参加し、且つ本会が刊行する機関誌及び図書の特権頒布を受けることが出来る
2. 会員の公式競技における記録はすべて保管され、優秀な成績に対しては表彰される
3. 会員は本会の諸規定を守り、スポーツマンシップに則って、他の会員に迷惑を掛けないようにしなければならない

(会員資格の喪失)

第十条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

1. 退 会
2. 死亡または解散
3. 除 名

(退 会)

第十一条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第十二条 会員は次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により除名することが出来る。

1. 本会の会員としての義務に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき  
(抛出金品の不返還)

第十三条 既納の会費及び入会金は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(支 部)

第十四条 支部は本会の目的に賛同して結成され、加盟した複数の会員で構成される団体であり、本会の事業推進の母体として行動する。

支部は次の権利と義務を有する。

1. 支部は本会の主催する各競技会、集會に会員を出席させ、且つ本会が刊行する機関誌及び資料並びに図書の優先頒布を受け、会員に配布することが出来る

2. 支部は本会の事務局・各専門部から、本会の行事計画を速やかに告知される

3. 支部は本会の総會に代表者を出席させることが出来る

4. 支部は本會へ、会員の入會手続きと年会費の納入をする

5. 支部は支部登録時に全会員の名簿を本部に提出する。また、会員に異動があった場合も本部へ届ける

6. 支部の組織及び運営は、本会の会則の範囲内に於いて各支部の自主性に任せる

#### 第四章 役 員

第十五条 本會は次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 若干名

理 事 10名以上20名以内

理事長 1名

副理事長 若干名（理事より互選で選出）

監 事 2名以内

(正副会長の職務)

第十六条 会長、副会長は次の職務に当たる。

1. 会長は総會で選任され、本會を代表して会務を統括し、表彰、資格認定、儀典等のことにあたり、且つ総會の議長を務める

2. 副会長は総會で選任され、会長を補佐して会務にあたり、会長事故

あるときは先任順により会長職務を代行する

(正副理事長の職務)

第十七条 理事長、副理事長は次の職務にあたる。

1. 理事長は総会で選任され、本会の日常業務全般の執行に責任を負い本部機構の活動を指揮、監督する。又、理事会等の会議を招集し、議長として議事を司る

2. 副理事長は理事会で選任され、理事長の職務を補佐及び代行する  
(理事の職務)

第十八条 理事は総会で選任され、定められた会議の議事に参画し、且つ本部の要請ある時は、日常業務の執行を補佐する

(監事の職務)

第十九条 監事は総会で選任され、会員を代表して本部の財務及び業務活動を常時監査し、監査結果を総会に報告する

(役員任期)

第二十条 役員任期は次の期間と定める

1. 本会の役員任期は2ケ年とする。ただし、再任を妨げない

2. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする

3. 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、尚その職務を遂行する

4. 役員は本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中でも総会又は理事会の議決により、これを解任することが出来る

第二十一条 役員は有給とすることが出来る

(名誉会長・顧問及び参与)

第二十二条 名誉会長・顧問及び参与は次のとおりとする

1. 本会には名誉会長1名、顧問若干名及び参与若干名をおくことができる

2. 名誉会長は総会の推薦した者、顧問及び参与は総会の決議によって推薦した者を会長が委嘱する

3. 名誉会長は本会の象徴とする

4. 顧問及び参与は理事会の諮問に答えるものとする

(事務局)

第二十三条 事務局は次のとおりとする

1. 事務局は理事会の管轄下にあつて、本会の財務及び総務部門の業務を取り扱う。事務局の日常業務の責任は事務局長がこれを負う

2. 事務局は本会の事務処理を円滑に行うため、書記その他の事務局員

をおくことが出来る

3. 事務局長及び事務局員は理事長が任免する
4. 事務局長及び事務局員は有給とすることが出来る
5. 事務局の職務分担は、別に定める職務分掌規定による

## 第五章 会 議

(理事会の招集)

第二十四条 理事会は次の決まりに従って運用する

1. 理事会は、正副理事長、理事、監事で構成され、総会の議決に添って、具体的な日常活動の企画立案を行い、且つ、本部の業務執行について審議する
2. 理事会の会議は、随時理事長が招集する。ただし、理事会については理事定数の2分の1以上の者から会議に付議する事項が示され、理事会の招集を請求された場合には、速やかに招集しなければならない
3. 理事会の議長は理事長とする

(理事会の定員数)

第二十五条 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、理事定数の3分の1以上が出席し、その出席理事の過半数でそれぞれ決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者

とみなす

(理事の業務分担)

第二十六条 理事の業務分担は次の決まりに従って分担する

1. 各専門分野の業務を分担推進するため、理事会の管轄下に次の3専門部を設ける
  - (1) 広報渉外部
  - (2) 研修部
  - (3) 競技部
2. 各専門部長は、理事が兼務する
3. 専門部の責任者及びスタッフは理事会が任免する
4. 専門部の職務分担は、別に定める職務分掌規定による

## 第六章 総 会

(総会の構成)

第二十七条 総会は会長・副会長・理事並びに支部を代表する者で構成される

(総会の招集)

第二十八条 総会は次の決まりにより招集する

1. 通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する
2. 臨時総会は理事又は監事が必要と認めたとき、いつでも招集することが出来る

(臨時総会招集の請求)

第二十九条 会長は会員総数の5分の1以上から、会議に付議する事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない

(総会の議長)

第三十条 総会の議長は会長とする

(総会の通知)

第三十一条 総会の招集は、少なくとも14日以前にその会議に付議する事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する

(総会の承認事項)

第三十二条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない

1. 事業報告及び収支決算
2. 事業計画及び収支予算
3. 財産目録
4. 役員任免、規約の改廃、その他本会の運営に重大なる影響ありと認めた事項

(総会の定足数)

第三十三条 総会は、構成員の総数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意見を表示した者は、出席者とみなす。

本部事務局は総会開催日の14日以前に会員名簿を整備し、事務局長は総会の開催にあたり委任状を点検して定足数を確認し、その旨を議場に報告しなければならない

(総会の議決権)

第三十四条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる

(議事録)

第三十五条 総会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名以上が捺印の上、これを保存する

## 第七章 資産及び会計

(資産)

第三十六条 本会の資産は、次のとおりとする

1. 現金、預金等及び財産目録記載の資産
2. その他本会所有の動産・不動産

(収入)

第三十七条 本会の収入は会費（入会金及び年会費）収入、競技会参加料収入、事業収入、寄付金、その他の収入とする

(支出)

第三十八条 本会の支出は、総会で承認された予算案に基づいて執行される。臨時経費については、理事会の承認を得、総会の追認を受けなければならぬ

(年度)

第三十九条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする

(会計)

第四十条 本会の会計は次のとおり運用する

1. 金銭の出納は、理事長の承認を得て、事務局長が執行する
2. 現金、預金、帳簿類等は、事務局長が整備、保管する

(監査)

第四十一条 本会の会計監査は、年度締め後、監事により監査を行い、総会議事の中でその旨報告する

## 第八章 競技規則と記録

(競技規則)

第四十二条 競技に関する規則は「日本フィールドアーチェリー協会競技規則」に則る。特に定めのない事項は、F I T Aのルールに準ずる

(競技種目)

第四十三条 本会の公式競技部門は、F I T Aの定める3部門に本会独自の1部門を加えた、次の4部門8種目とする

ベ ア ボ ウ : 男 子 ・ 女 子  
リ カ ー ブ : 男 子 ・ 女 子  
コ ン パ ウ ン ド : 男 子 ・ 女 子  
J F A A ラ ウ ン ド : 男 子 ・ 女 子

(選手権大会)

第四十四条 本会の全日本チャンピオンマッチは、毎年1回開催され、各部門のチャンピオンを決定する。

実施細目はその都度理事会に諮り、決定する

(公式競技)

第四十五条 本会が主催する競技を、公式競技という

(記 録)

第四十六条 本会の公式競技記録は会員に公表され、且つ、本部に永久保存される

(表 彰)

第四十七条 公式競技において優秀な成績を収めたものは、所定の表彰規定により表彰し、その栄誉を讃える

(競技の特例)

第四十八条 公式競技は原則として、各種目のネットスコアで得点を競うがあらかじめ本部が承認した場合は特例として、ハンディキャップ制や種目混合制を採用することも出来る

## 第九章 付 則

(付属規定)

第四十九条 本規定に基づく付属諸規定は次のとおり

1. 職務分掌規定
2. 事務処理規定
3. 入会金及び年会費規定
4. 慶弔規定
5. 指導員規定
6. 表彰規定
7. 競技規則

(規約改定)

第五十条 本規約の改定は、総会の議決によって行う

(施 行)

第五十一条 本規定は、昭和40年に制定した。

平成3年6月7日改定。

平成5年5月29日改定。

平成8年6月2日改定。

平成22年5月30日改定